

契約の概要について記載した書面（締結前）
(警備業法第19条第1項、施行規則第33条第2号)

年 月 日

株式会社CSLead

御中

滋賀県東近江市市辺町2799-11

合同会社ZERO警備

福島 愛珠

TEL 0748-25-0654

FAX 0748-25-0654



項 目	内 容
1 警備業務を行う期間	自 令和 8 年 8 月 6 日
2 警備業務を行う日及び時間帯	15:30 ～ 21:30 17:00 ～ 22:00
3 警備業務を行うこととする場所	2026びわ湖大花火大会
4 警備人員及び担当業務	交通誘導業務、雑踏警備業務 7名(内資格者2)
5 警備員が有する知識及び技能	交通誘導警備業務2級検定合格警備員又はそれに準ずる知識及び技能を有する。
6 警備員が用いる服装	滋賀県公安委員会届出の服装
7 使用する機器又は各種資機材	無線機、手旗(紅白)、誘導灯、警笛
8 負傷等の事故発生時の措置	非常事態又は事故発生時には警察 消防等の緊急機関に連絡し御社指定の 緊急連絡先に連絡を行うとともに、適切な初動処置を講じます。
9 報告の方法、頻度及び時期その他依頼者への報告	毎日、警備業務終了後に「警備報告書」を作成し提出する。
10 警備料金・その他の費用	(1) 警備員1日1名、28,000 円 資格者+ 4,000 円 (消費税別途記載)
11 支払の時期及び方法	毎月 10 日を締切日とし、翌月 10 日に弊社指定の金融機関にお願い致します。
12 警備業務の再委託に関する事項	他の警備業者に再委託する場合は相談させていただきます
13 免責に関する事項	(1) 天災地変その他弊社の責めに帰さない損害 (2) 弊社から改善要請を行ったにもかかわらず、是正されなかったために発生した損害
14 損害賠償の範囲、損害賠償額その他の損害賠償に関する事項	弊社の責めに帰すべき損害について、警備業賠償責任保険に基づき、対人10億円、対物10億円を限度として賠償する。 ただし、1事故につき総額10億円まで
15 契約の更新に関する事項	契約更新について相互に協議して決定する。
16 契約の変更に関する事項	当事者両社による事前承認事項とします
17 契約の解除に関する事項	御社は弊社が契約に従い履行しない場合は催告の上契約を解除できるものとします
18 警備業務に関する苦情受付窓口	弊社 合同会社ZERO警備 担当 福島 TEL 0748-25-0654
19 特約事項	なし。

上記の警備業務の契約の概要について確認しました。

令和8年 8月 5日

確認者

森本 静香



契約の概要について記載した書面（締結後）
(警備業法第19条第2項、施行規則第34条第2号)

年 月 日

株式会社CSILeal

御中

滋賀県東近江市市辺町2799-11

合同会社ZERO警備

福島 愛珠

TEL 0748-25-0654

FAX 0748-25-0654



項 目	内 容
1 警備業務を行う期間	自 令和 8 年 8 月 6 日
2 警備業務を行う日及び時間帯	15:30 ～ 21:30 17:00 ～ 22:00
3 警備業務を行うこととする場所	2026びわ湖大花火大会
4 警備人員及び担当業務	交通誘導業務、雑踏警備業務 7名(内資格者2)
5 警備員が有する知識及び技能	交通誘導警備業務2級検定合格警備員又はそれに準ずる知識及び技能を有する。
6 警備員が用いる服装	滋賀県公安委員会届出の服装
7 使用する機器又は各種資機材	無線機、手旗(紅白)、誘導灯、警笛
8 負傷等の事故発生時の措置	非常事態又は事故発生時には警察 消防等の緊急機関に連絡し御社指定の 緊急連絡先に連絡を行うとともに、適切な初動処置を講じます。
9 報告の方法、頻度及び時期その他依頼者への報告	毎日、警備業務終了後に「警備報告書」を作成し提出する。
10 警備料金・その他の費用	(1)警備員1日1名、28,000 円 資格者+ 4,000 円 (消費税別途記載)
11 支払の時期及び方法	毎月 10 日を締切日とし、翌月 10 日に弊社指定の金融機関にお願い致します。
12 警備業務の再委託に関する事項	他の警備業者に再委託する場合は相談させていただきます
13 免責に関する事項	(1)天災地変その他弊社の責めに帰さない損害 (2)弊社から改善要請を行ったにもかかわらず、是正されなかったために発生した損害
14 損害賠償の範囲、損害賠償額その他の損害賠償に関する事項	弊社の責めに帰すべき損害について、警備業賠償責任保険に基づき、対人10億円、対物10億円を限度として賠償する。 ただし、1事故につき総額10億円まで
15 契約の更新に関する事項	契約更新について相互に協議して決定する。
16 契約の変更に関する事項	当事者両社による事前承認事項とします
17 契約の解除に関する事項	御社は弊社が契約に従い履行しない場合は催告の上契約を解除できるものとします
18 警備業務に関する苦情受付窓口	弊社 合同会社ZERO警備 担当 福島 TEL 0748-25-0654
19 特約事項	なし。
20 契約締結年月日	令和 8 年 7 月 30 日

上記の警備業務の契約の概要について確認しました。

令和8年 8月 5日

確認者

森本 静香

